

対象・対象外経費の具体例

対象となる経費

○販売促進・消費喚起支援を目的とした新たな催物を実施するための経費

○実施期間内の事業(発行、納品、支払いを含む)の経費

(実施期間：交付決定日(令和4年9月1日以降)～令和4年12月31日)

【具体例】

- 補助事業に係る事務用品
- 容器、はし類、包み紙、手提げ、お手拭き等のテイクアウトやデリバリー事業に係る消耗品購入費用
- ビニールカーテン、アクリル板、誘導シール、消毒等の感染防止及びソーシャルディスタンス確保のための購入経費
- チラシ・ダイレクトメール・パンフレット等のデザイン・作成の経費
- イベントのためのホームページの作成・更新・修正の経費
- 新聞・雑誌・フリーペーパー等の広告のデザイン料や掲載費
- 新聞・雑誌等へのチラシ折込、ポスティングを、外注により行った場合の経費
- Web 広告のデザイン料や掲載費(実施期間内に広告費としてかかった費用が対象)
- ラジオ・テレビ・インターネット等の映像の制作及び放送・配信に係る経費
- 商品券、クーポン券、抽選券等の印刷費
- 郵便代(DM 発送料等)、運送代
- 補助事業に係る損害保険料等
- 補助事業に遂行に必要な調査事業
- イベント会場設営、イベント開催時の警備費用
- イベント会場借り上げ料
- テント・音響機器・キッチンカー、備品等のリース料
- EC サイト出展料

上記に記載のないものを検討されている場合は、一度お問い合わせください。

対象とならない経費

※販売促進・消費喚起支援事業に直接影響しないものの経費

※実施期間外の事業(発行、納品、支払いを含む)の経費

(実施期間外：交付決定日(令和4年9月1日以降)～令和4年12月31日以外の期間)

△クレジットカードで支払った場合、利用日ではなく引き落としされた日が支払い完了日となります。引き落としが実施月の翌月以降の場合はご注意ください。

△前払い(チャージのような支払い方を含む)の日にちが交付決定通知日より前のものは実施期間外のため対象外となります。

※感染症対策を実施していない事業の経費

※個社の販売行為に係る経費(調理器具や食材の購入、販売員の人件費等)

※申請者と参加事業者間(代表者が同じ会社、個人事業を含む)の取引に係る経費

※提出書類の内容が不明確なものの経費

△請求書・領収書に関して不明点がある場合はお問い合わせさせていただきます。経費算出の根拠として不十分な場合は対象外となります。

【具体例】

- × イベント会場等における売り出し品、商品等の経費
- × コピー機のトナー等の使用量の特定が困難なもの
- × 印紙代
- × 既存のホームページの更新、維持管理に要する経費
- × インターネット回線使用料・プロバイダー料金・携帯電話料金・Wi-Fi使用料等特定ができない経費
- × 納品に関わる商品の梱包料・送料
- × 支払いに係る振込手数料・代引手数料・ネット決済手数料等
- × 国・県・市等、補助金の対象となっている経費
- × 人件費、報償費
- × 交通費・旅費
- × ノベルティに係る経費
- × 商品陳列用のラック等の備品を作成、購入した経費(耐用年数1年以上または10万円以上)
- × 名刺・封筒等、通常業務での使用を目的とするもの
- × 経費算出の根拠となる書類(請求書・領収書または振込データ)と成果物の提出ができないもの
- × 他の取引と混在した支払いであり、明細等で当該経費が判別できないもの
- × クーポン・商品券等の割引に係る経費やプレミア部分の原資
- × 家賃、借りに伴う利息
- × 公租公課
- × 事業者等への損失補填
- × 弁当などの食事代

上記に記載のないものを検討されている場合は、一度お問い合わせください。